

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1 月21日
【会社名】	株式会社シーマ
【英訳名】	CIMA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白石勝代
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目 6 番 3 号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記でおこなっています。)
【電話番号】	(03) 3567-8091 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理統括 松橋英一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目 7 番10号
【電話番号】	(03) 3567-8098
【事務連絡者氏名】	取締役 管理統括 松橋英一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 350,900,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,950,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 平成26年1月21日(火)開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式			
その他の者に対する割当	15,950,000株	350,900,000	175,450,000
一般募集			
計(総発行株式)	15,950,000株	350,900,000	175,450,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は175,450,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
22	11	100株	平成26年2月6日(木)		平成26年2月6日(木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4 申込方法は、下記申込取扱場所に申し込むものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格を払い込むものとなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社シーマ カンパニーデザイン室	東京都中央区銀座一丁目7番10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神田駅前支店	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
350,900,000	10,900,000	340,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、登記費用、調査費用、印刷会社への支払費用等合わせ、10,900,000円を見込んでおります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
IT投資による集客力の強化	40,000,000円	平成26年2月～平成26年4月
既存店舗の移転および改装	80,000,000円	平成26年2月～平成26年9月
国内新規出店	200,000,000円	平成26年2月～平成26年9月
海外出店準備	20,000,000円	平成26年2月～平成26年9月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ベルコ	
	本店の所在地	大阪府池田市空港一丁目12番10号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 齋藤 斎	
	資本金	100百万円	
	事業の内容	冠婚葬祭互助会	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社さくら運輸78%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	1,212,000株(同社保有比率 0.65%) (平成25年9月末現在)
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	株式会社ベルコが運営している結婚式場は当社へ顧客を紹介し、当社も株式会社ベルコへ顧客の紹介をしており、紹介手数料の支払いがあります。	
a. 割当予定先の概要	名称	株式会社つばさ	
	本店の所在地	兵庫県川西市多田桜木一丁目9番22号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 齋藤 武雄	
	資本金	50百万円	
	事業の内容	運送業	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社互助センター友の会100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社オーキッド	
	本店の所在地	東京都北区滝野川三丁目48番1-807号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 清水 孝則	
	資本金	10百万円	
	事業の内容	生花販売	
	主たる出資者及びその出資比率	有限会社リリーフ81.8%、株式会社ベルコ18.1%	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	エス・エイチ・サービス株式会社	
	本店の所在地	東京都豊島区駒込四丁目7番5-601号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 西村 苗子	
	資本金	10百万円	
	事業の内容	不動産業、金融業、貸衣装	
	主たる出資者及びその出資比率	佐々木敏之70%、清水孝則30%	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称		有限会社蒲公英
	本店の所在地		大阪府大阪市東成区大今里西二丁目7番23号
	代表者の役職及び氏名		代表取締役 北川 吉紀
	資本金		3百万円
	事業の内容		生花販売、互助会員の募集
	主たる出資者及びその出資比率		北川吉紀45%、有限会社リリーフ35%、株式会社ベルコ10%
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

a. 割当予定 先の概要	名称		有限会社うつ味
	本店の所在地		京都府京都市山科区小山镇守町19番地
	代表者の役職及び氏名		代表取締役 澤田 秀一、代表取締役 齋藤 斎
	資本金		3百万円
	事業の内容		仕出料理業
	主たる出資者及びその出資比率		清水光恵45.0%、大堀要31.6%
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	有限会社ブッシュ・クローバー	
	本店の所在地	大阪府池田市空港一丁目5番21号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 澤田 秀一、代表取締役 齋藤 齋	
	資本金	3百万円	
	事業の内容	生花販売	
	主たる出資者及びその出資比率	萩原敬子60%、株式会社互助センター友の会40%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

当社はブライダルジュエリーを販売する小売企業として全国55店舗の店舗展開を実施して営業を続けております。ブライダルジュエリーは宝飾品の中ではあまり流行に左右されず、決まったニーズが存在していることより、安定した売上が見込める商材です。ブライダルジュエリーに特化した専門店での販売という独自のビジネスモデルで、当社は創業以来営業を進めてまいりました。近年においてブライダルジュエリーの市場は、従来ファッションジュエリー等を中心に販売していた会社が安定した売上げが見込めるブライダルジュエリーに着目し、ブライダルジュエリーの専門店舗の展開、新たなブライダルジュエリーブランドの設立、地域限定で展開していた企業が全国展開を実施したこと等により参入する企業や店舗が増加しました。その結果、顧客層が増加していない環境下において販売店舗のみが増加したことで、企業間での競争が激化しております。また、集客において従来の結婚情報誌等の雑誌広告媒体では効果が減少していること等の要因から、今期においては、売上が減少し(第20期第2四半期売上前期比18.2%減)業績の低下を招く結果となっており、現在、売上回復のために至急業務の改善を実施することが必須となっております。

つきましては、業績改善のために次の施策を計画しております。

IT投資による集客力の強化

現在の主要な集客手段は結婚情報雑誌によるものと提携先の結婚式場やホテル等のブライダル企業からの顧客紹介になりますが、結婚情報雑誌からの集客については掲載企業の増加による分散化や消費者の行動様式が雑誌からスマートフォン等の新メディアに注目する変化が生じたこと等の理由により減少傾向にあります。また、結婚情報誌等の雑誌やブライダル企業については発行されているエリアや施設の立地やカバーしているエリア等により顧客に訴求できる地域が限定されます。今後の有力な集客媒体として有力であると考えているのは、地域を問わず全国的に当社のブランドを手軽な方法で伝えることが可能なインターネットを使った広告であり、今後は、インターネットを使った集客に力を入れていく計画です。これにより今までアプローチできなかった地域の顧客層にも効果的なアプローチが可能となり、インターネットを手軽に使えるスマートフォン等の新しいメディアに対応した広告作りを実施することで、全体の集客数の増加を図ります。

既存店舗の移転および改装

現在の店舗の中で高額な家賃の店舗、契約面積の広い5店舗については移転を進め、固定費の削減により収益改善に寄与する店舗構成に変更すると同時に既存店舗の内装をリニューアルすることで店舗の魅力を向上させて顧客にアピールできる店舗作りを進めてサービスの充実を図り、収支の改善と売上向上を進めます。

国内新規出店

インターネット広告の強化により、従来の雑誌広告、結婚式場やホテル等のブライダル企業といった提携先からの顧客紹介による集客では地域が限定されるために実現できなかった国内のすべてのエリアにおいて当社ブランドを訴求することが可能となり、従来と異なったエリアでの顧客へのアピールを実施することで、従来の集客方法ではアプローチが難しいために実施していない新規エリアでの出店を進めて、新しい顧客層の開拓による売上増加を図ります。

海外出店準備

現在進めている国内での店舗展開の充実と同時に海外市場に向けた基盤づくりとしてアジア地域を中心とした、海外有力地での市場調査活動や拠点作りを実施し、海外展開についての準備を進め、近い将来に海外出店を始め、海外での売上獲得を進めます。

以上の施策を実施することにより、既存店での売上増加と新たな顧客層へのアプローチによる、集客数の増加が達成され、本施策により売上向上がなされることで業績改善を実現していく計画です。

こういった計画の中で割当予定先の選定については、本第三者割当実施を企画した段階で、割当予定先は当社の基幹事業であるブライダルジュエリービジネスにおいて相乗効果が見込まれるとともに、当社の事業に対して理解があり営業に協力をいただける友好的な企業を選定することといたしました。その中で冠婚葬祭事業を運営する株式会社ベルコは全国的に顧客紹介業務や引出物販売での取引があり、当社代表取締役の白石勝代と同社の代表取締役齋藤齋氏が近親者であること等から、適切な割当予定先として想定され、当社代表取締役の白石勝代が同社の代表取締役齋藤齋氏に出資を直接お願いいたしました。同社には本第三者割当の目的および資金使途を十分にご理解いただき、出資についての同意をいただきました。合わせて同社より同社の関連企業もしくは取引先企業である株式会社つばさ、株式会社オーキッド、エス・エイチ・サービス株式会社、有限会社蒲公英、有限会社うつ味、有限会社ブッシュ・クローバーの6社をご紹介いただきました。いずれも冠婚葬祭にかかわる事業を運営している会社で今後も当社の事業に関連性があり、相乗効果を生み出すことができ、株式会社ベルコの推薦もあり、出資をお願いいたしましたところ、全社よりご同意いただく表明書が提出され、割当予定先として選定いたしました。

株式会社ベルコについては、全国で冠婚葬祭のビジネスを広範囲に実施しており、その中で婚礼ビジネスではベルクラシックブランドでの結婚式場等を全国において約40会場展開しております。当社および同社は相互に顧客を紹介することにより顧客満足度を高めると同時に相互の業績向上につながる関係であり、今後とも友好的な関係を構築していくことができる企業であります。株式会社つばさは式場の送迎バス等を運行する運送事業、株式会社オーキッドは式場にて使用する生花の販売、エス・エイチ・サービス株式会社は集金の代行や結婚衣装のレンタル、有限会社蒲公英は式場にて使用する生花の販売および互助会会員の募集、有限会社うつ味は仕出し料理業、有限会社ブッシュ・クローバーは生花や植木の販売を行っており、いずれの会社も冠婚葬祭ビジネスを支える重要な業務を行っております。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社ベルコ	当社普通株式	4,550,000株
株式会社つばさ	当社普通株式	4,550,000株
株式会社オーキッド	当社普通株式	1,370,000株
エス・エイチ・サービス株式会社	当社普通株式	1,370,000株
有限会社蒲公英	当社普通株式	1,370,000株
有限会社うつ味	当社普通株式	1,370,000株
有限会社ブッシュ・クローバー	当社普通株式	1,370,000株
合計		15,950,000株

e 株券等の保有方針

本割当予定先は中長期の保有方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込に要する資金等の状況については以下の通りです。

株式会社ベルコ

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、平成26年1月6日に現金及び預金の残高についての確認のため、平成25年12月30日までの残高が記載された預金通帳のコピーの提出がなされております。本資料を確認すると出資額以上の残高があり、払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社つばさ

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、平成26年1月6日に現金及び預金の残高についての確認のため、平成26年1月6日までの残高が記載された預金通帳のコピーの提出がなされております。本資料を確認すると出資額以上の残高があり、払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社オーキッド

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、平成26年1月6日に現金及び預金の残高についての確認のため、平成26年1月6日までの残高が記載された金融機関発行の預金残高照会結果のコピーの提出がなされております。本資料を確認すると出資額以上の残高があり、払込みについて確実性があるものと判断しております。

エス・エイチ・サービス株式会社

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、平成26年1月6日に現金及び預金の残高についての確認のため、平成26年1月6日までの残高が記載された金融機関発行の預金残高照会結果のコピーの提出がなされております。本資料を確認すると出資額以上の残高があり、払込みについて確実性があるものと判断しております。

有限会社蒲公英

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、平成26年1月6日に現金及び預金の残高についての確認のため、平成26年1月6日までの残高が記載された金融機関発行の預金残高照会結果のコピーの提出がなされております。本資料を確認すると出資額以上の残高があり、払込みについて確実性があるものと判断しております。

有限会社うつつ

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、平成26年1月6日に現金及び預金の残高についての確認のため、平成26年1月6日までの残高が記載された金融機関発行の預金残高照会結果のコピーの提出がなされております。本資料を確認すると出資額以上の残高があり、払込みについて確実性があるものと判断しております。

有限会社ブッシュ・クローバー

当社は、口頭にて同社が払込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社の要請に基づき同社から提出された経営成績や財政状態等に関する調査票により同社が本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認していることに加え、平成26年1月6日に現金及び預金の残高についての確認のため、平成26年1月6日までの残高が記載された金融機関発行の預金残高照会結果のコピーの提出がなされております。本資料を確認すると出資額以上の残高があり、払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は当社の現在の取引先及び取引先関係者であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。当社は独自の調査として割当予定先およびその役員が暴力団およびその構成員等である事実、資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持や運営に協力若しくは関与している事実、意図して暴力団等と交流を持っている事実、割当予定先の経営に暴力団等が関与している事実等についての調査をインターネットによって実施しました。また一部の役員については別途当社が独自に作成した調査票を使って、割当先企業の管理部門担当者による調査を実施いたしました。さらに専門的に割当予定先の役員全員及び主要株主にまで範囲を広げて精度の高い調査を実施するために調査会社の株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表者 荒川一枝）に依頼しました。同社は、割当予定先およびその役員又は主要株主が暴力団およびその構成員等である事実、資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持や運営に協力若しくは関与している事実、意図して暴力団等と交流を持っている事実、割当予定先の経営に暴力団等が関与している事実等についての調査を実施し、その結果について調査報告書が当社宛に提出されました。当社の独自調査および株式会社トクチョーの調査の結果として、最終的に割当予定先は、反社会的勢力とは一切関係がないことが確認されました。また別途、割当予定先全ての企業の代表者より当社の代表者宛に、提出企業とその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がない旨の報告書が提出されました。当社独自の調査、調査会社の報告書、各割当予定先からの報告書を総合的に検討した結果として、割当予定先とその役員及び主要株主が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出いたしました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成26年1月20日）の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の、直前営業日終値である23円からのディスカウント率4.35%（小数点以下第三位四捨五入）である22円といたしました。なお、当該発行価額につきましては、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値22.60円（小数点以下第三位四捨五入）からのディスカウント率が2.65%（小数点以下第三位四捨五入）、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値22.69円（小数点以下第三位四捨五入）からのディスカウント率が3.04%（小数点以下第三位四捨五入）、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値22.33円（小数点以下第三位四捨五入）からのディスカウント率が1.48%（小数点以下第三位四捨五入）であります。

割当予定先を選定し引受を依頼する過程において、当社として現在の経営状況を勘案する中で、業績を早期に改善する緊急性があり、業績改善のための諸施策を早期に実施することが重要であると判断いたしました。そのため、割当予定先からの資金調達を迅速に実施する必要がありますので、発行価格についてはディスカウントを行うことといたしました。ディスカウント率につきましては割当予定先の保有方針等を総合的に勘案し、検討を重ね決定しました。

上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見等は、以下のとおりです。

本日開催した本第三者割当に係る取締役会に監査役全員(3名うち社外監査役2名)が出席し、本第三者割当の実施を決議した取締役会において、発行価額である22円は当該取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場という客観的な市場価格を基準に算定されており、また日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、税法上の有利発行規定にも該当しない内容であることを踏まえると同時に、ディスカウントについては当社の業績改善の緊急性を鑑みると、上記発行価額については特に有利な条件での発行に該当せず、適法である旨の意見が表明されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される株式は15,950,000株(議決権数159,500個)であり、本第三者割当により、当社の平成25年9月30日現在の発行済株式数183,765,644株(総議決権数1,832,925個)に対して8.68%の割合(総議決権に対する割合8.70%)で25%未満の希薄化が生じることとなります。しかしながら本第三者割当は、業績向上のために実施する事業の拡大及び収益の改善を目的としたものであり、結果的には株主の皆様の利益の向上につながるものと考えており、本第三者割当の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年9月30日現在の当社の発行済株式総数183,765,644株に係る議決権の総数は1,832,925個で、本第三者割当により発行される新株式15,950,000株に係る議決権は159,500個となるため、発行済株式総数に対して8.68%(議決権に対して8.70%)の割合となり、希薄化率は25%未満であり、大規模な第三者割当には該当しないと判断しております。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社ホワイトストーン	東京都渋谷区上原二丁目11番8号	36,627,000	19.98	36,627,000	18.38
白石 幸生	長野県北佐久郡軽井沢町	36,460,000	19.89	36,460,000	18.30
白石 幸栄	東京都渋谷区	20,200,000	11.02	20,200,000	10.14
白石 勝代	東京都渋谷区	13,130,000	7.16	13,130,000	6.59
株式会社ベルコ	大阪府池田市空港一丁目12番10号	1,212,000	0.66	5,762,000	2.89
株式会社つばさ	兵庫県川西市多田桜木一丁目9番22号	0	0	4,550,000	2.28
株式会社オーキッド	東京都北区滝野川三丁目48番1-807号	0	0	1,370,000	0.69
エス・エイチ・サービス株式会社	東京都豊島区駒込四丁目7番5-601号	0	0	1,370,000	0.69
有限会社蒲公英	大阪府大阪市東成区大今里西二丁目7番23号	0	0	1,370,000	0.69
有限会社うつ味	京都府京都市山科区小山鎮守町19番地	0	0	1,370,000	0.69
有限会社ブッシュ・クローバー	大阪府池田市空港一丁目5番21号	0	0	1,370,000	0.69
計	-	107,629,000	58.72	123,579,000	62.02

(注) 1 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、自己株式103,000株を保有しております。

- 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当による異動を反映しております。
- 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

支配株主との重要な取引等に関する事項

当社は平成25年11月14日に開示したコーポレートガバナンス報告書にて「支配株主との取引等を行う際は、一般の取引と同様に、適正な条件で行うことを基本方針としています。従いまして、当社は、取引条件等の内容について妥当性を十分に審議するため、取締役会において市場動向などを総合的に勘案して合理的に決定するようにし、少数株主に不利益を与えないように適切に対応しています。」と定めており、本第三者割当の実施についてもこの方針に相違はありません。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関しまして、本第三者割当に係る取締役会において、出席取締役全員の賛同を得て決議しており、また、当社監査役全員（常勤監査役吉川秀雄氏、社外監査役妙見聡子氏及び独立役員で社外監査役の山根裕一郎氏）が当該取締役会に出席し、本第三者割当について異議がない旨の意見を表明しております。なお、当社の取締役である白石勝代氏は、割当予定先の株式会社ベルコの大株主である株式会社さくら運輸の議決権の過半数を所有する齋藤齋氏と近親者であるため、利益相反となり得る立場にあることを鑑みて、本第三者割当増資に係る審議及び決議には参加しておらず、本第三者割当に係る取締役会の決議は株式会社ベルコとは利害関係を有しない者による決定であり、公正性が担保されていると判断しております。

なお、割当予定先の株式会社ベルコの大株主である株式会社さくら運輸の議決権の過半数を所有する齋藤齋氏は、当社の支配株主である白石幸生氏及び白石幸栄氏の近親者にあたるため、本第三者割当は、東京証券取引所の定める、「支配株主その他施行規則で定める者」との取引に該当し、少数株主の保護に配慮するため、当社の独立役員で社外監査役の山根裕一郎氏より平成26年1月21日に意見をいただいております。同氏は、「本第三者割当については会社の売上を増加させるための資金を調達することを目的としており、売上を増加させるための諸施策を迅速に実施する必要性については適正であると判断しています。次に割当予定先の状況については、その事業内容は株式会社シーマとの相乗効果があり、保有方針についても中長期保有であり適切であります。資金使途については、株式会社シーマの今後の事業展開に向けた出店調査や移転交渉を実施している事実が確認され、その内容には具体性、実現可能性があり、目的との整合性があります。発行条件については不当に発行価格が引下げられているわけではなく、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠している範囲で設定されております。これらの意見については、東京証券取引所への提出書類及び関連資料、株式会社シーマ担当者、幹事証券会社、弁護士等から確認した結果を総合的に判断した結論であり、本施策を速やかに実施することにより、業績の改善が早期に実現し、企業価値が向上することは少数株主にとっても利益につながるものであるため、本第三者割当は少数株主にとって不利益なものではないと結論いたしました。」との意見を表明し、本事項についての意見書が独立役員の方山根氏より当社に提出されております。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第19期）および四半期報告書（第20期第2四半期報告書）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年1月21日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年1月21日）において判断した事項であり、現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第19期）提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年1月21日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月2日提出）

1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第19期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

（2）当該決議事項の内容

会社提案 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、白石勝代、田巻雄太郎、丸仲智之、ジャン・ポール・トルコウスキー、リオール・クンスラー、松橋英一を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、吉川秀雄、妙見聡子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

(出席株主数および議決権の数)

総株主の議決権の数 1,832,772個
 議決権を行使できる株主 18,297名
 出席株主の議決権の数 1,275,616個
 出席株主数 3,027名

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案 取締役6名選任の件					
白石 勝代	1,259,005	15,040	0	(注)	可決 98.82
田巻 雄太郎	1,247,349	26,696	0		可決 97.90
丸仲 智之	1,246,700	27,345	0		可決 97.85
ジャン・ポール・トルコウスキー	1,246,749	27,296	0		可決 97.86
リオール・クンスラー	1,246,774	27,271	0		可決 97.86
松橋 英一	1,246,378	27,667	0		可決 97.83
第2号議案 監査役2名選任の件					
吉川 秀雄	1,248,850	26,351	0	(注)	可決 97.93
妙見 聡子	1,260,634	14,567	0		可決 98.86

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の3分の2以上の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの合計値により、すべての議案について可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第19期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第20期第2四 半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社シーマ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 車田 英樹 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーマの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーマ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シーマの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社シーマが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

株式会社シーマ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 車田 英樹 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーマの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーマの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

株式会社シーマ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 車田 英樹 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーマの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーマ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。